

平成29年12月14日こども・子育て支援会議（報告事項）

こども青少年局保育企画課

「地域型保育事業の連携施設」に係る国家戦略特区制度への提案について（報告）

地域型保育事業所の連携施設確保が困難な状況を踏まえ、連携施設になった場合に必須の役割とされている3項目のうち、特に「代替保育の提供」の要件緩和について、平成29年度国家戦略特区新規提案集中受付に、次の内容を提案したので報告する。

- ・これまでの本市待機児童解消緊急対策チーム会議における「3歳児の受け皿確保」議論で、連携施設の確保が進んでいないこと、特に「代替保育の提供」について合意を得ることが困難なことなどを報告。本年8月、市長から国家戦略特区への提案の指示を受けたもの。
- ・平成29年度国家戦略特区における新たな措置に係る提案募集（集中受付：平成29年10月24日～12月4日）内閣府地方創生推進事務局

【提案の概要】**<規制等の内容>**

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）で、連携施設の必須の役割として3項目（3歳児の受け皿、代替保育提供、保育内容の支援）が法定されているが、その中でも特に「代替保育の提供」が、次のような理由から施設側の協力を得ることが極めて困難で、連携施設の確保を大きく阻害している。

- ・他法人の施設で保育等の方針も違う中、普段見えていない子どもを保育することの不安
- ・施設の職員（教員・保育士）の確保そのものが大変困難な中、代替保育を提供するための職員が確保できない
- ・代替保育提供中に、万一、事故等が発生した場合の責任の所在が不明確
- ・幼稚園（3歳以上）の先生が、急に乳児を見ることの不安 等

<提案要旨>

厚生労働省令で定められている連携施設の役割のうち、「代替保育の提供」について、市町村の判断で、努力義務化など必須の役割からの緩和を可能とする。

※連携施設の代替保育の役割は、地域型保育事業者が代替保育の連携について地域コンソーシアムを構築する、地域型保育所を複数設置する法人が法人内の連携体制を構築するなどカバーが可能と考えている。